

上富良野町住宅改修費補助金交付要綱

(令和5年3月14日決定)

(令和5年5月10日決定)

(令和6年3月12日決定)

(令和8年3月3日決定)

(目的)

第1条 この要綱は、上富良野町内で住宅の改修等を行う所有者に対し、予算の範囲内で工事費等の一部を補助することにより、住宅の居住性、耐久性及び安全性の向上を図り、町民が安心して住み続けられる住環境を整備すると共に、住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化、合わせて地球温暖化対策の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 住宅 町内に建設されている、居住の用に供する建物又は建物の部分（居住の用以外の用に供する部分との共用部分を含む。）で、共同住宅又は長屋等で賃貸営業用の部分を除く。ただし、別表1において別の定めがある場合においてはこの限りでない。

(2) 既存住宅 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て、長屋、兼用又は併用住宅（住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上のものに限る。）及び共同住宅をいう。

(3) 空き家 住宅でおおむね1年以上使用した実績がないもの

(4) 建設業者等 次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 町内に主たる事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する者

(イ) 上富良野町商工会工業部会員である者

イ ア（ア）に該当する町外に主たる事業所を有する法人で、対象工事の全部又は一部を下請負契約によりアに規定する者が施工したことを証明できる者

(5) リフォーム工事等 第3条第1項各号に規定する工事等をいう。

(6) 対象工事費 補助金を申請するリフォーム工事等に要する費用のうち、次に掲げるもので補助金の対象となる部分

ア 製品、材料費その他これらに類するもの

イ 製品等の設置費、施工費その他これらに類するもの

ウ 仮設費、養生費、運搬費その他これらに類するもの

エ 調査費、診断費、設計費その他これらに類するもの

オ 解体費、廃棄物処分費、清掃費その他諸経費等

カ 消費税及び地方消費税相当額

(7) 耐震診断 次のいずれかに該当する既存住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

ア 「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年1月25日付け国土交通省告示184号別添）」第一に規定する建築物の耐震診断の指針による耐震診断

イ 国土交通大臣がアの指針と同等以上の効力を有すると認めた方法（「建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について（技術的助言）（平成31年1月1日付け国住指第3107号国土交通省住宅局長通知）」）による耐震診断

ウ 上記ア及びイに掲げる方法と同等と認められる耐震診断

(8) 耐震改修工事 耐震診断の結果により倒壊の危険性があると判断された既存住宅の耐震改修工事で、その内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合しているもの（補助金の対象となる工事等）

第3条 補助金の対象となる工事等は、住宅に対して建設業者等との請負契約等により実施するもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) リフォーム工事
- (2) バリアフリー化工事
- (3) 省エネルギー化工事
- (4) 省エネルギー設備機器の導入
- (5) 耐震診断の実施
- (6) 耐震改修工事
- (7) 空き家の解体工事

2 対象工事費には、次に掲げる費用を含まないものとする。

- (1) 住宅と非住宅部分を併せた工事の場合は、当該非住宅部分の工事に要する費用
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく日常生活用具(住宅改修)の給付を受ける場合は、その住宅改修の工事に要する費用
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく居宅介護住宅改修費等の支給を受ける場合は、その居宅介護住宅改修費等に係る工事に要する費用
- (4) 国、北海道及び町その他公共的団体等から資金として助成金、交付金等の交付を受けて工事をする場合は、当該工事に要する費用
- (5) 床、壁、天井のいずれにも固定されない物品等の購入又は設置に要する費用
- (6) 外構工事（塀、車庫、物置、舗装、造園、通路、門扉等）に要する費用
- (7) 家具、家庭用電気機械器具等の購入に要する費用
- (8) 製品保証料、保証期間延長料その他これらに類するものに要する費用
- (9) 工事を行うための引越費、工事期間の宿泊費その他これらに類するものに要する費用
- (10) その他当該工事を行うにあたり、明らかに不要又は著しく過剰であると判断されるものに要する費用
- (11) 本要綱の目的に寄与する根拠を示すことができないリフォーム工事等に要する費用

3 前項各号の費用において、補助金の対象となる部分との同時施工による共通費用については、あん分により算出するものとする。

4 町長は、特段の事情への配慮が必要と認められる場合は、補助事業の対象に係る要件の一部を免ずることができる。

(補助金の対象となる要件)

第4条 リフォーム工事等の要件は、別表1に規定するとおりとする。また、補助金の対象となる住宅及び既存住宅には建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令に明らかな違反がないこと。

(補助金の交付対象者)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付対象者」という。)は、リフォーム工事等を行う者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) リフォーム工事等を行う住宅(以下「対象住宅」という。)の所有者又は所有者の親、子(未成年者を除く。)若しくは配偶者(対象住宅について、将来所有権移転が見込まれる場合に限る。)

(2) 対象住宅の所有者及びその者と同一の世帯に属する者全員が上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例(平成18年上富良野町条例第19号)第2条第3号に規定する滞納者でないこと。

(3) 上富良野町暴力団排除の推進に関する条例(平成24年上富良野町条例第13号)第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団関係事業者でないこと。

(4) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと。

(補助金の額)

第6条 第3条第1項各号の補助金の額は、別表1に規定するとおりとする。また、各号を併用する場合の補助金の額は、同項第1号から第4号ごとの上限額の範囲内で算定した合計額の上限額を30万円とし、同項第5号から第8号ごとの上限額の範囲内で算定した額をそれぞれ加算するものとする。

2 第2条第4号イに規定するものと請負契約等を契約した場合の補助金の額は、前項で算定された額に当該法人との請負契約等額に占める同号アに規定するものに対する対象工事の下請負契約額の割合を乗じて得た額とする。

3 過去に本要綱又は上富良野町住宅リフォーム等助成金交付要綱(平成26年3月25日決定)により補助金等の交付を受けている住宅に係る補助金の額は、前2項により算出された補助金の額と既に交付を受けている補助金等額の合計額が30万円を超えない範囲で交付するものとする。

4 前項3項の規定により算定した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 交付対象者は、リフォーム工事等の着手前に上富良野町住宅改修費補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) リフォーム工事等を行おうとする住宅の所有者が明らかとなる書類

(2) リフォーム工事等の内容及びリフォーム工事等に要する費用の積算根拠が明ら

かとなる書類

- (3) 各種公的支給等に関する申出書（別記様式第2号）。ただし、申請（予定）がない場合は添付を要さない。
- (4) 誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- (5) 写真（リフォーム工事等の実施前の状況を撮影したもの）
- (6) 第3条第1項各号ごとに別表1に規定する関係書類
- (7) その他町長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定等）

第8条 町長は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地を確認のうえ補助の可否を決定し、当該申請を行った者に対し、上富良野町住宅改修費補助金交付決定（却下）通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

2 補助金の交付は、同一年度内において、同一の住宅又は既存住宅につき1回限りとする。

3 町長は、補助金の交付を決定する場合において、その交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

（補助事業の変更等）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該事業の内容を変更又は中止（以下「変更等」という。）しようとするときは、上富良野町住宅改修費補助事業変更等承認申請書（別記様式第5号）に変更内容が確認できる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助事業の変更等承認）

第10条 町長は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、変更等の承認の可否を決定し、当該申請を行った者に対し、上富良野町住宅改修費補助事業変更等承認（不承認）通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

（完了の届出）

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに上富良野町住宅改修費補助事業完了届（別記様式第7号）により町長に届け出なければならない。

2 前項の完了届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 写真（リフォーム工事等の施工中及び完成後の状況を撮影したもの）ただし、第3条第1項第5号の場合を除く。
- (2) 建設業者等からのリフォーム工事等に係る代金の請求書の写し
- (3) リフォーム工事等に係る請負契約書又は注文請書等の写し
- (4) その他町長が必要と認めるもの

（完了検査）

第12条 町長は、前条の規定に基づく届出を受理したときは、書類及び必要に応じて行う実地検査により、当該届出に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、上富良野町住宅改修費補助事業完了検査調書（別記様式第8号）に記録するものとする。

（補助金の額の確定等）

第13条 町長は、前条の規定する完了検査の結果、補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、交付決定者に対し、上富良野町住宅改修費補助金確定通知書（別記様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後に、交付決定者から提出のあった上富良野町住宅改修費補助金請求書（別記様式第10号）に基づき交付するものとする。

（補助金の取消し等）

第15条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（2）偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、交付決定者に対し、上富良野町住宅改修費補助金交付決定取消通知書（別記様式第11号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、上富良野町住宅改修費補助金返還命令通知書（別記様式第12号）により返還を命ずることができる。

2 前項の規定により、補助金の返還の通知を受けた者は、受理した日から90日以内に補助金を返還しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この補助事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は令和5年4月1日から施行する。

（要綱の効力）

2 この要綱は、[令和11年3月31日](#)限り、その効力を失う。ただし、当該期日までに補助金の交付請求をした者については、この限りではない。

3 第15条から第16条までの規定は、この要綱の失効後もなお、その効力を有するものとする。

（上富良野町既存住宅耐震改修費補助金交付要綱の廃止）

4 上富良野町既存住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成21年9月18日決定）は廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は令和5年5月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。